

大田市告示第114号

大田市文化・スポーツ大会等出場激励金交付要綱（平成30年大田市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月26日

大田市長 楫野弘和

附則第2項を次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症に係る激励金の特例）

- 2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置として、大会の開催方法が作品（映像を含む。）のみの参加に変更された場合における激励金については、第5条中「30日以内」とあるのは「市長が別に定める日まで」と、別表第1備考中「作品のみ参加する場合は、対象としない」とあるのは「作品（映像を含む。）のみ参加する場合であっても、対象とする」と、別表第2備考中「2 団体の構成員が同一大会の個人種目に出場する場合は、個人又は団体のいずれか一方とする。」とあるのは「2 団体の構成員が同一大会の個人種目に出場する場合は、個人又は団体のいずれか一方とする。」とする。
- 3 作品（映像を含む。）のみ参加する場合にあつては、上記金額の半額を激励金として交付する。」とする。

附 則

この告示は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。